

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の解除予定地
町村の廢置分合による人口
母樹林の指定解除
藪の指定
建設業者の登録まつ消
豚移入禁止区域の指定
土地改良区設立の認可
- ◇人委規則 鳥取県人事委員会事務局組織規則中改正
- ◇公告 県有林立木の一般競争入札について

告示

鳥取県告示第七十三号

次の土地について保安林解除予定地にする旨の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和二十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

所	在	場	所	全	面	積	解除面積 (見込)	指定の目的及び解除の理由	申	請	者
---	---	---	---	---	---	---	--------------	--------------	---	---	---

岩美 大岩 大谷 日比野山 二、一三ノ二 町 三三三 町 二五〇〇 町 二〇〇〇
土砂流出防備の必要が 大岩村 福本 芳藏
消滅したと認めるもの

気高 鹿野 鹿野 谷田ノ一 二、四九ノ二 六〇〇 一、一五〇〇 一、一五〇〇 土砂崩壊防備の必要が
 同 同 同 谷田ノ二 二、四九ノ二 一、一〇〇〇 二、三〇〇〇 二、三〇〇〇 消滅したと認めるもの 社長 岩谷 明
 同 勝部 桑原 荒神空 七九ノ二 五〇六 五五六 五五六 勝部村 中村 雄平

鳥取県告示第七十四号

昭和二十九年四月一日新たに設置した日野郡溝口町及び日野郡日光村の一部を編入した江府町の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項の規定による人口は、次のとおりである。

昭和二十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

溝口町 八、八三三人 江府町 七、五〇九人

鳥取県告示第七十五号

林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）第八条第一項の規定により次の母樹林の指定を解除した。

昭和二十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	母樹林別	樹種	支番号	本数	所在地	所有者
------	------	----	-----	----	-----	-----

鳥一三五号	母樹林	アカマツ	三〇	一	鳥取 久松山 二ノ一	鳥取市
"	"	"	四二	"	"	"
"	"	"	四五	"	"	"
"	"	"	四八	"	"	"
"	"	"	五八	"	"	"
"	"	"	五七	"	"	"

鳥取県告示第七十六号

県立岩美農業高等学校を鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による解に昭和二十九年四月一日指定した。

昭和二十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第七十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条第一号の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和二十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 名称 所在地 申請者氏名 登録まつ、消年月日
 鳥取県知事登録 昭和二十八年 八瀬川組 八頭郡郡家町字宮岡五四七 八瀬川兼松 昭和二十九年
 (ろ)第二六〇号 四月二十一日 狩野組 米子市末広町二四 狩野金四郎 三月二十二日
 "(は)第六号 "十月十三日

鳥取県告示第七十九号

鳥取市江津波当根武蔵外十四人の者から申請のあつた江津土地改良区の設立について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、昭和二十九年三月三十一日認可した。

昭和二十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第七十八号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第三条の規定による移入を禁止する区域を次のように指定する。

昭和二十九年四月十三日

人事委員会規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月十三日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第六号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則(昭和二十六年鳥取県

人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第四条中「左の」を「次の」に改める。

第五条から第七条までを次のように改める。

第五条 庶務審査係は次の事務をつかさどる。

- 一 委員会の庶務に関すること。
- 二 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- 三 行政能率に関すること。
- 四 職員の不利益処分審査に関すること。
- 五 職員の勤務条件に関する措置要求の審査に関すること。
- 六 職員の公務災害補償の異議の審査に関すること。
- 七 職員に対する労働基準監督に関すること。
- 八 地方公共団体の委託に係る公平委員会の事務に関すること。
- 九 職員団体の登録に関すること。
- 一〇 職員の旅費制度に関すること。
- 一一 その他他係の主管に属しないこと。

第六条 任用係は次の事務をつかさどる。

- 一 職員の競争試験、選考その他任用制度に関すること。
 - 二 職員の研修の総合企画に関すること。
 - 三 職員の勤務成績評定の総合企画に関すること。
 - 四 職員の分限懲戒及び服務制度に関すること。
 - 五 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。
- 第七条 給与係は次の事務をつかさどる。
- 一 職員の給与制度に関すること。
 - 二 職員の給与の支払監理に関すること。
 - 三 職員の厚生及び共済制度に関すること。
 - 四 職員の退職年金制度に関すること。
 - 五 職員の公務災害補償制度に関すること。
- 第八条中「掌る」を「つかさどる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十九年四月一日から適用する。

公 告

今般次のとおり県有林の立木を一般競争入札によつて売却するにつき公告する。

昭和二十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一場 所 八頭郡智頭町大字波多字大ノナル

富沢県有林 第三林班い1い2い4

各小班の一部

二面 積 四反八畝歩

三樹 種 ヒノキ、スギ

四数 量 本数 ヒノキ 二九八本

スギ 二六二本

見込立木総材積 ヒノキ 六二石

スギ 二二〇石

五 入札場所 鳥取県農林部林務課

六 日 時 昭和二十九年四月二十日 午前十時

七 入札保証金 入札金額の百分の五以上

八 その他

- (1) 代理人において入札する場合は委任状を持参のこと
- (2) 印鑑、筆記具持参のこと
- (3) 下見希望者は県有林看守八頭郡智頭町大字波多、大原玄一によつて下見されたい。

昭和二十九年四月十五日第三種郵便物認可

発行、火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取者 鳥取市東町 鳥取縣 鳥取市東町 鳥取縣 印刷所